

令和4年3月31日

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

大阪市西区千代崎1丁目9番1号
株式会社一ノ瀬

派遣元事業主(弊社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられております(法第23条第5項)。以下に当社におけるマージン率及びその他の情報を公開致します。

【派遣元事業所】

〒550-0023 大阪市西区千代崎1丁目9番1号 3階
株式会社一ノ瀬 (派27-304585)

派遣労働者の数	0人(2021年9月21日現在)
派遣先数	1事業所
派遣料金の平均額	16,006円(1日8時間あたり)
賃金の平均額	12,547円(1日8時間あたり)
マージン率	21.6%
労使協定(法第30条の4)	有 無:有り 対 象:原則として全ての派遣労働者が対象 有効期間:令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
キャリアアップに資する教育研修	新規採用者訓練(入社時) 管工機材知識(1年目~3年目) リーダー養成研修(3年目) マネージャー養成研修(4年目以降) . . . 等
キャリアコンサルティング相談窓口	管理部人事課 電話:06-6582-5000

※派遣労働者の数、派遣先数、派遣料金の平均額、賃金の平均額、マージン率の各情報は2020年9月21日から2021年9月20日の実績に基づいています。

※マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等)なども含まれております。